

山梨県公報

第六十八号

令和二年

一月三十日

木曜日

目次

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	二二三
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除	二二三
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	二二三
○保安林の指定の予定	二四
○道路の区域変更(二件)	二四
○道路の供用開始	二四
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	二五
○建築基準法に基づく道路位置指定	二五
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	二五
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(二件)	二六
○都市計画の変更図書の縦覧(二件)	二六
○土地区画整理事業の換地処分	二七
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	二七

告示

山梨県告示第十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 韮崎市三ツ澤字西坊来石六百五十番の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

山梨県告示第十七号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として令和元年山梨県告示第五十号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番十一及び二千番十二の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壤汚染対策法施行規則第三条第一項の規定による土壤汚染状況調査を実施した結果、土壤汚染対策法施行規則第三条の二第一号の規定による基準不適合土壤が存在するおそれがない土地と認められた。)

山梨県告示第十八号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として令和元年山梨県告示第五十一号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一及び二千番十一の各一部並びに二千番十の全部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壤汚染対策法施行規則第三条第一項の規定による土壤汚染状況調査を実施した結果、土壤汚染対

策法施行規則第三条の二第一号の規定による基準不適合土壤が存在するおそれがない土地と認められた。）

山梨県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 笛吹市芦川町上芦川字水出一六九六の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 公衆の保健

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐早川線
- 三 道路の区域

区	間	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		新		

南アルプス市芦安戸倉字二階四〇番地先から南アルプス市芦安戸倉字二階四〇番地先まで

旧	九・七 九・七	四〇・六
新	一〇・四 三三・一・六	四〇・六

山梨県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区	間	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		新		
甲州市塩山中萩原字萩原山四〇八一番一地从先から甲州市塩山中萩原字萩原山四〇八一番一地从先まで		旧	七・七 一四・三	五四・六
		新	八・九 二七・一	五四・六

山梨県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二〇五地先から		二〇二・三	令和二年一月三十日

南都留郡富士河口湖町大石字
湖中二五八五番二〇八地先ま
で

山梨県告示第二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面
は、山梨県国土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩
壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十八号までの
標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十八号と一号の標柱を結んだ線
に囲まれた区域

若林	標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
一	同	山梨市			三富下釜口	釜ノ原	四三〇番一
二	同					加久保	五四六番七
三	同					同	五四六番一
四	同					同	同
五	同					同	五三四番一六
六	同					同	同
七	同					同	同
八	同					同	同
九	同					同	同
十	同					同	同
十一	同					同	五三四番三
十二	同					同	五三四番一
十三	同					土地山	同
十四	同					加久保	四五七番二
十五	同					同	五三四番一
十六	同					同	同
十七	同					同	五三四番八
							五三四番一六

十八	同	同	同	同	同	同	同
十九	同	同	同	同	同	同	同
二十	同	同	同	同	同	同	同
二十一	同	同	同	同	同	釜ノ原	同
二十二	同	同	同	同	同	釜ノ原	四五二番一
二十三	同	同	同	同	同	同	同
二十四	同	同	同	同	同	加久保	同
二十五	同	同	同	同	同	同	五三四番四
二十六	同	同	同	同	同	同	同
二十七	同	同	同	同	同	釜ノ原	同
二十八	同	同	同	同	同	同	五三四番一六
							四三二番五
							四三二番一

山梨県告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に
備え置いて縦覧に供する。
令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年一月二十日
- 二 指定道路の位置 笛吹市八代町大間田字阪東百十八番四及び百十九番四
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 百三・八〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお
り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報セ
ンターに備え置いて縦覧に供する。
令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 M.t. Fuji Wood Culture Society
 - 2 代表者の氏名 吉野崇裕
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町大石二千八百十四番地四
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、木の文化を継承することを軸として、木工をはじめとするものづくりに携わる人々及び国内外の一般市民に対して、椅子等のコレクションの公開事業、木工の技術指導・体験などの事業を行い、市民の文化的生活向上、自然環境保全、子供の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和二年一月二十二日から同年二月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年一月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人エンパワメントアフロッキー
 - 2 代表者の氏名 望月理子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市藤井町北下條千二百二十五番地二十三
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちやおとなに対して、人権意識を高めることをめざすエンパワメント事業を行い、ジェンダー平等の推進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和二年一月二十四日から同年二月二十四日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（山梨西部地区畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを

提起することができる。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月二日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年三月十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年七月三十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（八千蔵・蕎麦塚地区畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月二日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年三月十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年七月三十日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笛吹市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 笛吹川都市計画下水道
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により市川三郷町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。
 令和二年一月三十日

- 一 都市計画の種類 市川三郷都市計画下水道
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 土地区画整理事業の換地処分
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。
 令和二年一月三十日

- 一 施行者の名称 山梨市
- 二 施行区域に含まれる地域の名称 山梨市大字上神内川字藁塚、字神田、字一丁田、字蟹原、字地藏原、字下河原、字塚越、字三五王子及び字分木の各一部
- 三 事業計画決定の年月日 平成五年十月二十五日
- 四 土地区画整理事業の名称 峡東都市計画事業山梨市駅前土地区画整理事業
- 五 事務所所在地 山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所内
- 六 換地計画認可の年月日 令和元年九月二十五日
- 七 換地処分通知完了の年月日 令和元年十二月二十五日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和二年一月三十日

山梨県公安委員会

委員長 石川 恵

別表第一中

三〇四 地二先（市道同士の三差路交差点）	荒川二丁目東	平成二十九年二月七日 告示第一五七号
-------------------------	--------	-----------------------

三〇四 地二先（市道同士の三差路交差点）	荒川二丁目東	平成二十九年二月七日 告示第一五七号
三〇五 甲府市飯田二丁目二四番四号先（市道同士の丁字路交差点）	長松寺橋東	令和二年一月三〇日 告示第六号

一八四 甲州市勝沼町等々力一、四三〇番地先（国道四一―号と市道との十字路交差点）	等々力北	令和元年二月一九日 告示第九二号
---------------------------------------------	------	---------------------

一八四 甲州市勝沼町等々力一、四三〇番地先（国道四一―号と市道との十字路交差点）	等々力北	令和元年二月一九日 告示第九二号
一八五 甲州市塩山赤尾二二四番地三先（国道四一―号と県道塩山停車場大菩薩嶺線との十字路交差点）	新赤尾橋西	令和二年一月三〇日 告示第六号

に改める。
 別表第四の九九の項を次のように改める。

九九 削除	上野原	令和二年一月三〇日 告示第六号
----------	-----	--------------------

別表第四の一六五の項を次のように改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番